

周防大島町本人通知制度登録申請書

周防大島町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

以下のとおり、周防大島町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により、裏面の内容に同意のうえ、登録を申請します。

※太枠内を記入してください。

申請年月日	年 月 日		
登録者氏名			
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	性別	男・女
住 所			
本 籍 地			
連 絡 先			

※代理人による申出の場合は、以下も記入してください。

代理人氏名			
本人との関係			
代理人の生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	代理人の性別	男・女
代理人の住所			

周防大島町

受 付	登 録	本人確認書類	備 考
		<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
・ ・ ・	・ ・ ・		

## 周防大島町本人通知制度について

- 1 この制度は、周防大島町において、登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（自己等（注）の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

（注）自己等・・・（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者

（戸籍関係）自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に周防大島町本人通知制度交付通知書を送付します。
- 3 登録を希望する人（以下「登録希望者」という。）又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 4 郵便等による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - （1）登録希望者又は登録者が疾病等により直接窓口申請をすることができない場合
  - （2）他の市区町村に居住している場合
- 5 転出又は転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。